

問1

日本で裁判員制度が導入された背景や目的として、最も適切な説明はどれか。
(2015年 岐阜県公立入試 類似)

1. 複雑化する専門的な事件を迅速に処理するために、法律の専門家ではない国民に一部の判断を委ねるため。

2. 検察官の権限を抑制するために、起訴するかどうかの最終決定権を一般の国民に与えるため。

3. 裁判官の人数不足を補うために、国民を補助的な公務員として採用し、事務作業を分担させるため。

4. 司法に対する国民の理解を深め、国民が持つ日常的な感覚や社会常識を裁判の内容に反映させるため。

問2

有罪が確定して服役していた人物が、後に「裁判のやり直し」によって無罪となり釈放される事例があります。この「再審」と呼ばれる制度の性質について、正しい説明を選びなさい。
(2019年 沖縄県公立入試 類似)

1. 判決が確定する前に、判決の内容に不服がある側が上の級の裁判所に訴え直す制度である。

2. 確定した判決に重大な誤りの疑いがある場合に、被告人を救済する目的で例外的に行われる手続きである。

3. 警察や検察による捜査が適正に行われるよう、裁判官が事前に許可状を出す制度である。

4. 市民から選ばれた裁判員が、裁判官と一緒に有罪・無罪や刑罰の内容を決定する仕組みである。

問3

法律案の議決において、衆議院と参議院で異なる議決がなされた場合の仕組みについて述べた文として、正しいものはどれですか。
(2024年 愛媛県公立入試 類似)

1. 法律案については参議院の権限が衆議院よりも強く設定されており、参議院が否決した場合は衆議院で再議決することはできない。

2. 衆議院で可決し参議院で否決された場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば、その法律案は法律となる。

3. 衆議院と参議院の議決が一致しない場合は、いかなる理由があってもその法律案は廃案となり、次の国会まで審議できない。

4. 両議院の意見が一致しない場合は、必ず内閣総理大臣が最終的な判断を下し、法律として成立させるか否かを決定する。

問4

日本の司法制度において、三審制による裁判の判決が確定した後に、無実を証明する「新しい証拠」が見つかるなど、判決に重大な誤りがある疑いが生じた際、再度裁判をやり直すことができる仕組みを何といいますか。
(2016年 秋田県公立入試 類似)

1. 再審

2. 告訴

3. 上告

4. 控訴

問5

日本の行政権を担当する内閣が、その意思を決定するために、内閣総理大臣およびすべての国務大臣が出席して開く会議を何といいますか。
(2026年 山形県公立入試 類似)

1. 本会議

2. 閣議

3. 審議会

4. 公聴会

問6

ある刑事裁判の傍聴メモに、「被害者参加制度によって被害者が意見を述べ、被告人に対して有罪の判決と量刑が言い渡されたが、被告人はその内容を不服として控訴した」という記録がありました。このとき、最初に判決を下した「第一審」の裁判所として適切なものはどれですか。
(2023年 茨城県公立入試 類似)

1. 弾劾裁判所

2. 地方裁判所

3. 簡易裁判所

4. 最高裁判所

問7

日本の政治体制において、内閣が国会の信任に基づいて成立し、行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負う仕組みを何といいますか。
(2021年 静岡県公立入試 類似)

1. 権力集中制

2. 大統領制

3. 議院内閣制

4. 直接民主制

問8

日本で行われている、市民が裁判運営に参加する「裁判員制度」について、この制度が対象としている裁判の種類と、参加する市民の役割の説明として最も適切なものを次の中から選びなさい。
(2025年 愛知県公立入試 類似)

1. 個人の間の金銭トラブルなどを扱う民事裁判において、原告と被告の間に立って和解案を提示する。

2. すべての刑事裁判において、弁護人のサポート役として被告人の人権が守られているかを確認する。

3. 警察の捜査段階において、取り調べが適正に行われているかを監視し、検察官に報告を行う。

4. 重大な刑事裁判において、裁判官と共に被告人が有罪か無罪か、および有罪の場合の刑罰の内容を決定する。

問9

日本の司法制度において、裁判を慎重に行うことで判決の誤りを防ぎ、人権を保障するために、一つの事件について原則として3回まで裁判を受けることができる仕組みを何といいますか。
(2025年 奈良県公立入試 類似)

1. 裁判員制度

2. 陪審制

3. 三審制

4. 二審制

問10

アメリカ合衆国の大統領制を日本の議院内閣制と比較したとき、アメリカの大統領に関する説明として最も適切なものはどれですか。選出方法と議会に対する権限に着目して答えなさい。
(2026年 奈良県公立入試 類似)

1. 国民が選んだ大統領選挙人によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持たない。

2. 国民が選んだ大統領選挙人によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持つ。

3. 連邦議会議員の中から指名によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持たない。

4. 連邦議会議員の中から指名によって選出され、立法府である連邦議会に対する解散権を持つ。

問11

日本の司法制度において、主権の行使の一環として行われる「国民審査」の説明として最も適切なものはどれですか。
(2021年 兵庫県公立入試 類似)

1. 検察官が行った不起訴処分の妥当性について、国民から選ばれた審査員が審査を行う仕組み。

2. 重大な刑事裁判において、国民から選ばれた人が裁判官とともに有罪・無罪や刑罰の内容を決定する仕組み。

3. 地方自治体において、特定の重要な事項について住民が直接その賛否を投票によって決定する仕組み。

4. 衆議院議員総選挙の際に、最高裁判所の裁判官がその職にふさわしいかどうかを国民が直接投票で判断する仕組み。

問12

最高裁判所の裁判官を対象とした国民審査について、その制度の仕組みや背景を説明したものとして最も適切なものはどれですか。
(2021年 熊本県公立入試 類似)

1. 衆議院議員総選挙の際、内閣が指名した最高裁判所長官に対して、国民がその指名の可否を直接投票で決定するものである。

2. 裁判員制度と同様に、国民が実際の裁判に参加して判決を下す機会を確保するために、4年に1回必ず実施されるものである。

3. 司法の独立を維持しつつ、主権者である国民が裁判官を直接罷免できる仕組みを通じて、司法に対する民主的な統制を図るものである。

4. 参議院議員通常選挙と同時に実施され、地方裁判所から最高裁判所までのすべての裁判官の再任を国民が判断するものである。